

令和6年度 第12回丹波市農業委員会
定例総会議事録

令和7年3月25日

令和6年度 第12回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年3月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	24 番 米田 豊

○欠席委員 (1名)

23 番 橋本 慶子

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第5条)
議案第 5 号 非農地証明願承認について
議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
報告第 1 号 農地の一時利用届について
報告第 2 号 農地の形状変更届について
報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について
報告第 4 号 公共工事の届出について
報告第 5 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

○議長 それでは、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和6年度丹波市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 （会長あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号23番の橋本委員から欠席届が、議席番号13番の小橋委員から遅刻届が出ております。

出席委員は22名となっております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号2番の堀委員、議席番号3番の池田委員、両委員よりようお願いいたします。

また、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号30番 ～

～ 報告第1号 番号1番 ～

～ 報告第2号 番号1番 ～

～ 報告第3号 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番、報告第1号、番号1番、報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会からの確認報告ですが、まず番号1番と番号2番については、報告第1号の番号1番、報告第2号の番号1番が関連でございます。また、番号1番、番号2番は併議という扱いで一括して審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番と番号2番は譲受人が同一ですので、一括して議席番号〇番の〇〇が説明しま

す。

番号1番、番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、どちらもスイカなど一般野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

なお、この両案件に関連して、報告第1号の番号1番と、報告第2号の番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

まず、報告第2号の番号1番は、排水の悪い農地であるため、北側農道の高さまでかさ上げして、届出者が畑地として利用するため、農地の形状を変更するものです。図面は8ページに示しています。

また、報告第1号の番号1番は、先の形状変更のかさ上げの土砂を搬入するため、農地をその進上路として一時的に利用するものです。図面は、同じく8ページに示しています。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

まず、番号1番、番号2番、報告第1号の番号1番、報告第2号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第1号の番号1番、報告第2号の番号1番につきまして、御承知おきください。番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号5番と番号6番については、同一申請のため、

併議とさせていただきます。

まず、番号４番から番号７番まで、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１０ページに示しています。

利用計画は、野菜を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号５番と番号６番を、一括で、議席番号○番の○○が説明します。

番号５番、番号６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１１ページに示しています。

栽培作物は、水稻や小豆を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号７番は、農地を売買により取得し、野菜作りをしたいというもので、図面は１２ページにあります。

現住所が市外となっておりますが、４月１０日に市内に移転する予定と聞いております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号５番、番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番、番号６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番、番号６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号７番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号8番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号8番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しております。

作付作物は、水稻の予定でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、番号9番、番号10番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号9番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

現地は当該集落の営農組合が管理をしており、譲受人もこの組合に常時従事しているため、引き続き組合に機械等を借りて、管理をする予定でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、農業を始めたいというもので、図面は15ページに示しています。

利用計画としまして、果樹と野菜です。それから耕運機、草刈機を導入予定です。

拠点としておりますところの住宅・倉庫も購入予定になっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号11番～番号13番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は16ページから18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、新規就農でございますので、トラクターは自己資金で確保したいということでございます。

それから、作物については、水稻とか豆類、自家野菜等を作付予定と聞いております。

報告第3号の番号1番について、説明します。

経過書について、かいつまんで朗読をさせていただきます。

届出地の一部について昭和48年頃から譲渡人の父が、農業用倉庫として利用していました。このたび、私が農地法第3条で取得するに当たり、農業用倉庫として引き続き使用いたします。

以上、経過書が添付されています。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、一般野菜を栽培する予定です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２０ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１１番、報告第３号の番号１番について質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第３号の番号１番につきまして、御承知おきください。

番号１２番について質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１４番～番号１９番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１４番から番号１８番までを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１４番につきましては、農地を売買により取得して、経営規模を拡大したいというものでございます。図面につきましては、２１ページから２３ページまでに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。また、栽培計画は水稻と聞いております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号15番につきましては、贈与により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は24ページに示しております。

これにつきましては、野菜を作ることになっております。そしてここにつきましても、誓約書添付となっておりますが、24ページの図面を見ていただいたら、申請地の北西側に記載のお名前の方の息子さんへの贈与と伺っております。

上の白いところにつきましては、これが登記簿上は畑ということで、農地でございますが、ここに農業用倉庫を20年前から無許可で設置しているということでございます。ここにつきましては、4月案件として、非農地証明願を出します。ということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号16番につきましては、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、25ページに示しております。

ここにつきましては、25ページの図面を見ていただきましたら譲受人は、申請地のちょうど上側にお住まいです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ここにつきましても、野菜を作ることでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号17番、番号18番につきましては、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面は26ページに示しております。

ここにつきましては、譲受人の方が高齢ですので、事情を聞きましたら、夫婦で暮らしておられますが、跡継ぎの娘さんもおられ、ご家族で農作業に取り組まれると聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

栽培作物は野菜を作っているということでございます。

以上でございます。

○議長 只今、小橋委員が出席されました。

○委員 番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページにお示ししております。

申請地は、譲受人所有の土地の南側にあるんですけれども、周りは全て果樹園等になっております。その一面を購入して、利用計画につきましては、ブドウを栽培する予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 これ回りが田んぼなんですけれども、道はどっか入るとこあるんですか。それとも畦越しかな。

○委員 ここは樹園地ばかりでございまして、東に実線で書いておりますがこれが里道です。それから西には大きな県道がありまして、そこも実線ですけども里道があり、それから本人とこへ行く北側ですね。これも実線で表しておりますけども、実線のほうは、1メートル50センチか2メートルぐらいの、軽自動車は通れるところでありまして、境界というようなものもあるのかなのか分からんぐらいのところで、車は通っております。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２０番～番号２５番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２０番から番号２３番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２０番は農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２８ページに示しております。

栽培作物は、水稻の予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２１番は、同じく農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２９ページに示しております。

こちらにつきましても、栽培作物は水稻でございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２２番でございますが、こちらにつきましても農地を売買により取得をし、こちらにつきましては新規就農でございます。農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３０ページに示しております。

譲受人は、隣にあります住居を購入いたしまして、ここを拠点にして、同時に農地も新規で購入されて、農業を開始されるというものでございます。

作物は、一般野菜の予定でございます。

耕運機などの農具等は、既に調達済みと聞いております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２３番は、農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというものです。図面は３１ページに示しております。

作物につきましては、従来から栗が栽培されておりまして、譲受人は引き続いて、栗の栽培を行う予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２４番、番号２５番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２４番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３２ページに示しております。

３２ページの西側の農地は、既にシキミが植えられておりますので、これをそのまま継続するという事です。

そして、東側の農地は、自家用野菜を植えられる予定です。

拠点とあるところは、自宅を購入される予定でございます。

農業委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号２５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３３ページに示しております。

農地が固まっておりますが、ここでの作付予定は水稻、果樹、野菜となっております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２５番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２５番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２６番～番号３０番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２６番、番号２７番、番号２８番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２６番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３４、３５ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２７番も、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３５ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２７番は、野菜を作る予定です。

番号２８番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３６ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

水稻を作付する予定です。

○委員 番号２９番、番号３０番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２９番は、農地を売買により、農業経営を拡大したいというもので、図面は３７ページに示してあります。

取得農地の利用計画では、野菜ですね。キャベツ、ナス、キュウリ、白菜、ピーマン等の作付を予定されております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号３０番は、申請人である譲受人と譲渡人は、兄弟関係にあります。譲受人は弟から農地を贈与により継承し、農業経営を拡大するというもので、図面は３８ページに示してあります。

利用計画は、根野菜ですね。特にニンジン等の作付を予定されております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、令和4年4月27日から令和7年4月26日まで、営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用許可を得ている農地で、令和7年4月27日から令和10年4月26日までの再許可を目的とした、一時転用の申請です。図面は41ページに示しております。

作付作物は水稻で、許可期間中に、地域の平均的な反収と比較して、2割以上減少したことはなく、今後も水稻を栽培する計画であり、下部の農地における営農の経営継続が確実に認められると考えます。

申請地の農地区分は農振農用地であり、丹波市長から当該土地を農地として利用していくための転用目的であることから、丹波市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとの意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は、支柱及び引込柱の合計面積であることから、必要最小限のもので、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

営農型太陽光発電の更新ということですね。

○委員 はい。

○議長 ほとんどのところが、営農型太陽光発電がなかなかうまくいかないというところが多いんですけども、ここについては順調にいつているというような報告だったと思うんですが、何か補足とかございませんでしょうか。

特に問題はない。〇〇委員。

○委員 ちょっと聞きたいんですけど、何を作られておるのかを、教えてもらえますか。

○委員 水稻ですね。米です。

○議長 はい、〇〇委員。

○委員 ちょっと聞いてみたいんですけど、反あたりの収穫、いくらぐらい。その8割ぐらい。

○委員 そやけどようとってやけど。そりゃ3石はいつてへんやろけどな。3石はない。

○委員 3石はないね。

○委員 そやけどこの圃場はいつもきれいにしとってや。しっかり作とってやし。

○議長 ほかに、何か質問等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、自宅と農地の間の水路改築工事に伴う露天資材置場を目的とした一時転用の申請です。図面は、42ページに示しています。

この申請には始末書が添付されていますので、報告します。

実家と本件農地との間の水路改築工事をするに当たり、本件農地側から重機を入れる予定にしており、工事用資材も既に置いております。水路工事は、水害により増水し、水路機能不全となっているため、改良工事を計画しておりましたが、農地の一時転用許可が必要であることを知らずに行っており、深く反省いたしております。始末書として、本書を差し入れ、今後は二度とこのようなことのないようにいたしますので、何とぞ御理解賜りますよう、お願い申し上げます」という始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、農振農用地となっているため、丹波市長から、当該土地を一時的な利用に供するため、丹波市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそがないとの意見書が提出されています。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、農地に復元されるということも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定をいたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号4番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番、番号2番 ～

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により貸露天駐車場、貸露天資材置場として利用するための申請です。

図面は、45ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、かつ概ね500メートル以内に、病院2か所が存在するため、第3種農地と判断されとを考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

「貸」なので、どうか相手先とか、そうゆうのがありますか。

○委員 はい。相手先は、自分が役員を務める会社、ちょうど左側の敷地にございます会社です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、売買により貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は46ページに示しています。

譲受人が代表を務める会社の従業員が利用するための駐車場と聞いております。現在従業員用の駐車場は、図面の南東側に位置する敷地内にあり、業務用の大型ダンプやトラックなどと混在して配置されており従業員に危険が生じるために、業務用と従業員用と分ける必要があるために、新たに設けるとのことです。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道にあり、500メートル以内に医療施設が2か所あるため、第3種農地と判断されとを考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。申請者と会社との使用貸借契約書案も添付されています。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号3番は、贈与により露天駐車場として利用するための申請です。図面は、47ページに示しています。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と判断されるところと考えます。

転用目的が集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障もないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。はい、〇〇委員。

○委員 すいません。ちょっと聞きたいんですけど、第1駐車場、第2駐車場とあるんですけど、どれぐらいの規模の神社か分からへんけど、参拝者、これだけでは参拝者の駐車は間に合わへんということですか。3つ作らんと。

○委員 そうなんですよね。昨年度、第2駐車場を新たに増設させていただいて、初めにあります第1駐車場につきましては、藤棚等の設置と句碑等の、地元の俳句の方が句碑を設置する関係から、駐車場の確保が、駐車はできるんですけど駐車スペースが少なくなってるという。なお、今現在こちらの神社につきましては、青垣町、また町外、いわゆる市外からのお参り等もかなり増えてきたということから、新たに駐車場を増設したいという意向でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 藤があるさかいにもう1個作らなあかんという。

○委員 そうなんです。それから市外からの参拝客が多くなってきたというのが大きいです。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、売買により宅地として利用するための申請です。図面は48ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

これに始末書が添付されておりますので。始末書を読み上げます。

私の祖父は、下記の土地の一部に、約50年前に車庫を建て、現在まで利用してきましたが、最近になり農地法に基づくしかるべき届出、許可申請を怠っていたことが分かり、深く反省しています。今後は、二度とこのようなことがないようにいたしますので、このたびの申請にしましては、十分な御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、議長を交代いたします。

○議長 番号1番につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番につきまして、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号1番は、申請者が親子関係で、使用貸借権を設定し、一般住宅と露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は、50ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申

請内容に問題がないことを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようでございますので、採決に移ります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 ここで、議長を交代します。

○議長 番号2番について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、親の土地を無償で借り、一般住宅・露天駐車場として利用する申請です。地図は51ページです。

農地区分は、市島支所から300メートル以内にあり、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番 ～

○議長 続きまして、議案第4号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番について、議席番号〇番の〇〇が御説明させていただきます。

ここににつきましては、変更内容ということでございます。これは、平成29年頃に栗の販売所ということで計画しておりましたが、それ以後、コロナウイルス蔓延等によって、社会状況の多大な変化を受け、中断を余儀なくされたところでございます。社会活動の回復を受けて、地域経済の活性化のために、広く農業生産者に出店を募り、農産物を特に販売する予定に変更することにいたしました。

図面につきましては、54、55ページに示しております。

農地区分としては、インターチェンジから、300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断されると考えられます。

54ページの図面ですけれども、上下白い部分がありますけれども、これは前からの農地ではございません。雑種地でございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 これ、農産物販売ということで言うておられるんやけど、道挟んだ向かい側にも、直売所があるんやけど、採算なんか合うんかいな。

○委員 まあ、採算というのは難しい話ですよ。でも、最初に申しましたように最初に栗を販売しようかなということやったんです。今回はそれ以外の物も販売しようということの内容なんですけど。軽トラ市や露天の売店もありますので、ここも地元産の野菜等を売る予定とは聞いておりますけれども。

以上でございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第 5 号 番号 1 番～番号 1 3 番 ～

○議長 議案第 5 号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 1 番～番号 5 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 5 9 ページに示しています。

3 月 1 3 日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成 3 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 6 0 ページに示しています。

3 月 1 3 日に確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても、特段影響がないものと思われま

す。また、農地でなくなった時期は、昭和 2 6 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 3 番から番号 5 番まで、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 3 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 6 1 ページに示しています。

3 月 1 3 日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和 6 0 年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えま

す。番号 4 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 1 5 ページに示しています。

3 月 1 3 日に確認したところ、現地は車庫となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和 5 2 年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

番号 5 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 1 5 ページに示しています。

3 月 1 3 日に確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和 5 4 年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員

会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号6番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は16ページに示しております。

3月13日に地域委員会で確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難

であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和49年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は47ページに示しています。

3月13日に現地を確認したところ、現地は公衆用道路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと思込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと思えます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しています。

3月13日に確認したところ、現地は山林になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと思込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和35年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと思えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しております。

3月13日に青垣地域委員会で確認いたしましたところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと思込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと思えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号10番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、議長を交代いたします。

○議長 番号10番につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号10番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番につきましては、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は50ページに示しておるとおりです。

3月14日に地域委員会で確認したところ、現地は防火用水池となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和57年頃からで、地元副自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 番号10番について、意見等がないようですので、採決に移ります。
番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 ここで、議長を交代いたします。

○議長 続きまして、番号１１番、番号１２番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１１番と番号１２番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号１１番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は６４ページに示しております。

３月１４日に春日地域委員会で現地を確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成６年頃であり、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１２番につきましても、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は６５ページに示しております。

３月１４日に春日地域委員会で現地を確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号13番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は66ページに示しております。

3月12日、地域委員会において現地確認をしましたところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成6年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 続きまして、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 別冊を御覧ください。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についての説明をいたします。

3月12日に山南地域委員会におきまして、現地確認並びに審議をいたしましたところ、照会のあった地籍調査事業における地目認定につきましては、全て照会のとおり取り扱うことに、特に問題はございません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第 7 号 ～

○議長 続きまして、議案第 7 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 7 号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

柏原地域委員会。

○委員 番号 1 番、番号 2 番を、3 月 1 4 日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 番号 3 番から番号 5 番まで、3 月 1 3 日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 番号 6 番から番号 3 1 番まで、3 月 1 3 日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会。

○委員 番号 3 2 番から番号 4 2 番まで、3 月 1 4 日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会。

○委員 番号 4 3 番から番号 5 6 番まで、3 月 1 2 日の山南地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会。

○委員 番号 5 7 番から番号 6 4 番まで、3 月 1 2 日の地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

また、番号 6 2 番、番号 6 3 番は、農の学校の経営に携わっている会社でして、更新ですの前からこの農地を借りて、自社で耕作しておったようです。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等、ございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号、農用地集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第7号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号2番朗読

○議長 内容につきまして、青垣地域委員会から補足等ございますでしょうか。

○委員 番号2番につきまして、かさ上げ後は、栗を植えたいということでございます。

○議長 質問等はございませんでしょうか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ないようですので、報告第2号の番号2番について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 続きまして、報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございますか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が報告します。

3月13日に地域委員会で確認いたしましたが、何ら問題はありませんでした。

○議長 春日地域委員会。

○委員 これは河川改修を行うのに伴い、借地した農地を工事用進入路及び工事ヤードとして利用をするというものでございます。

○議長 補足説明が終わりました。

内容につきまして、質問等はございませんでしょうか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 続きまして、報告第5号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号朗読

○議長 内容につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようでしたら、御承知おきください。

本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

何か御質問、意見等、ございませんでしょうか。

事務局お願いします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の総会につきましては、これで閉じさせていただきたいと思います。

本日はどうも御苦労さまでした。ありがとうございます。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和7年3月25日

議 長 

議事録署名委員（2番委員） 

議事録署名委員（3番委員） 